

令和元年第7回

教育委員会（定例会）会議録

交野市教育委員会



1. 招 集 令和元年7月19日（金）午前9時30分

2. 開 会 令和元年7月19日（金）午前9時30分

3. 閉 会 令和元年7月19日（金）午前9時52分

4. 出席委員 北田 千秋教育長  
尾崎 靖二教育長職務代理者  
亥埜 誠治委員  
伊丹 香寿美委員  
長谷川 深雪委員

5. 事務局 大湾 喜久男 教育次長兼教育総務室長兼学校教育部長・和久田  
寿樹 学校規模適正化室長・内山美智子 学校教育部付部長・竹  
田和之 生涯学習推進部長・竹田知宏 学校教育部次長兼指導課  
長・本多章博 生涯学習推進部次長・佐竹利和 教育総務室長代  
理・木村浩幸 学校管理課長・寺本憲昭 学校給食センター所長  
・福田美樹 社会教育課長・真鍋成史 社会教育課長・平井 正  
喜 図書館長・川村光子 図書館課長・仁木 裕美 学校規模適  
正化室課長代理・岡本 太一 青少年育成課長代理

6. 議事日程 日程 1 会議録署名委員指名  
日程 2 会議時間決定  
日程 3 議案第15号 交野市立図書館条例施行規則の一部  
改正について  
日程 4 議案第16号 学校教育審議会委員の委嘱について  
日程 5 議案第17号 学校教育審議会への諮問について

## 7. 議事内容

北田教育長

みなさんおはようございます。

只今から、令和元年度第7回教育委員会定例会を開催したいと

思います。

開催の前に事務局から本日の出席状況を報告願います。

佐竹室長代理 出席状況を報告いたします。本日の出席者は5名でございます。同時に地教行法第14条第3項の規定により本会議は、成立いたしますことをご報告いたします。

北田教育長 報告はお聞きのとおりです。  
次に、本日のこの会議でございますが、地教行法第14条第7項の規定により公開にしたいと思っておりますが、ご異議はございませんでしょうか。

各委員 異議なし

北田教育長 ご異議がございませんので、公開にしたいと思います。  
本日は傍聴希望がございませんので、このまま、定例会を続けたいと思います。

それでは、本日の会議は、お手元にお配りしております議事日程に従い、進めたいと思います。

まず、日程1「会議録署名委員指名」を議題といたします。

会議録署名委員の指名につきましては、交野市教育委員会会議規則第20条の規定に従い、教育長が指名することとしてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

北田教育長 ご異議がありませんので、長谷川委員を指名します。  
次に、日程2「会議時間決定」を議題といたします。  
会議時間決定につきましても、教育長一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

各委員 異議なし

北田教育長 ご異議がございませんので、只今から午前10時30分までといたします。

続きまして、日程3議案第15号「交野市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。所管課より説明を願います。

川村課長 交野市立図書館条例施行規則の一部改正についてご説明させていただきます。現在、倉治図書館以外の3か所の図書室につきましては、例規上の位置づけがなく、令和元年12月に星田コミュニティセンター図書室の機能を星田会館に移設予定であることから、規則の一部改正を行うものでございます。

6月議会で「図書館に図書室及び自動車文庫を置くことができる。」という1項を追加する交野市立図書館条例の一部改正が議決されましたので、今回の施行規則の一部を改正し個別の図書室名等について規定するものです。

改正の内容につきましては、新旧対照表を添付いたしておりますので、そちらをご覧ください。

第2条を改め、新たに図書室の名称及び位置を規定いたします。

旧の第2条は第3条とし、図書館の開館時間及び図書室の開室時間を規定します。

次のページをご覧ください。

旧の第3条は第4条とし、図書館の休館日及び図書室の休室日を規定します。

旧の第4条中、「開館時間及び休館日」を「開館時間及び開室時間並びに休館日及び休室日」に「臨時に休館」を「臨時に休館若しくは休室」に改めまして、第5条といたします。

旧の第5条中、「休館時間又は休館日」を「開館時間及び開室時間並びに休館日及び休室日」に改め、第6条といたします。

第21条を第22条とし、第6条から第20条まで一条ずつ繰り下げる事とともに、その他所要の改正を行うものです。

今回の改正は、現在の図書室の名所を規則で規定するものですが、星田会館図書室の開室の期日が確定した際には、星田コミュニティーセンター図書室の名称を星田会館図書室に改正する規則改正案を再度、教育委員会に提案させていただく予定です。

説明は以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご可決いただきますようお願いいたします。

北田教育長 説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。  
質疑はございませんか。

各委員 質疑なし。

北田教育長 質疑なしと認めます。  
それではお諮りいたします。議案第15号「交野市立図書館条例施行規則の一部改正について」、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし

北田教育長 異議なしと認めます。よって本件については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4議案第16号「学校教育審議会委員の委嘱について」を議題といたします。所管課より説明願います。

佐竹室長代理 学校教育審議会委員の委嘱について説明をさせていただきます。

学校教育審議会条例に基づく学校教育審議会委員の任期が、満了しておりますことから、学校教育審議会条例第3条第2項の規定により、本日、新たに委員の任命について、ご可決をお願いします

るものです。

新たに任命を予定しております委員については、お手元の「交野市学校教育審議会委員名簿」のとおりであります。

委員の構成は、条例に規定されている「一般市民」、「市立学校長」、「市立学校教職員」、「市立学校PTA会員」、「学識を有する者」から選出させていただきました。

委員の選出にあたっては、「市立学校長」、「市立学校教職員」、「市立学校PTA会員」については、小・中学校やPTA協議会から推薦をいただくとともに、「一般市民」については、公募による者、区長の任にある者、学校給食運営委員会委員の任にある者を、また、「学識を有する者」につきましては、先に、委員の任命をいただきました委員を中心に選出をさせていただいております。

なお、新たな委員の任期は、令和元年7月30日から令和3年7月29日の2年間といたしたいと存じます。

説明は、以上でございます、何卒、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

北田教育長 説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。  
それではお諮りいたします。議案第16号「学校教育審議会委員の委嘱について」、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

各委員 異議なし

北田教育長 異議なしと認めます。よって本件については、原案のとおり可

決されました。

続きまして、日程5議案第17号「学校教育審議会への諮問について」を議題といたします。所管課より説明を願います。

佐竹室長代理 「学校教育審議会への諮問について」ご説明させていただきます。

先ほどの議案で、学校教育審議会の委員の委嘱についてのご可決をいただきましたことから、学校教育審議会へ諮問し、調査・審議をお願いしたい案件が、3件ございます。

まず、一つ目の案件「交野市学校教育ビジョンの見直しについて」ご説明をさせていただきます。

諮問書（案）の「諮問内容」にありますとおり、現交野市学校教育ビジョンは、中期的展望に立ち、平成26年度から平成35年度（令和5年度）までの10年間に取り組むべき基本的な方向性について定めたものであり、その具体的な取組みとして、本市における教育の現状と課題を分析したうえで、前期計画期間における課題解決のための基本計画を定めています。

この度、前期計画期間が終了したことから、後期計画期間における基本計画について、調査及び審議をお願いするものであります。

諮問予定、一つ目の案件、学校教育ビジョンの見直しについての説明は、以上でございます。

何卒、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

和久田室長 引き続き、二つ目の諮問といたしまして、「交野市立第一中学校区の学校の在り方について」、ご説明させていただきます。

交野市学校規模適正化基本計画では、第一中学校区については、現在の交野小学校敷地に施設一体型の小中一貫校を設置するとしています。今後、施設整備を進めていく上では様々な課題に対応した学校の在り方について、調査審議をお願いするものでございます。



例えば、整備方法によっては建設期間中の学校の形態、学校区等変える必要がございますので、そういった所をご審議いただきたいと思っております。また、第一中学校区においての学校区と地区の境界が一致しない地域についても、ご審議をお願いしたいと考えております。具体的には郡津1丁目のほとんどが、郡津小学校ではございますが、一部、長宝寺小学校に通学している事、また、私部西5丁目の第二京阪道路の南側でございますが、交野小学校区ではなく藤が尾小学校区に通っているという所で、校区についてのご審議をお願いするところでございます。

次に、三つ目の交野市立第三中学校区及び交野市立第四中学校区の学校適正配置の方向性についての諮問でございます。

第三中学校区、第四中学校区は交野市学校規模適正化基本計画では星田駅北地域の住宅開発がさらに確かなものとなった時点で、すみやかに再度、学校区と併せて将来に向けた望ましい学校適正配置を検討するとされております。この夏以降でございますが、星田駅北地域の計画が明確になると聞いておりますので、再度適正配置についての検討審議をお願いするものでございます。

特に、星田駅北地域の星田北6丁目から9丁目の児童生徒の学校区については、まず、検討審議をいただいて、その後それぞれの中学校区の適正配置についてのご審議をいただきたいと考えている所でございます。

以上、説明でございます。

北田教育長

説明は終わりました。質疑に入りたいと思います。

まずは、「学校教育ビジョンの見直しについて」質疑はありませんか。

尾崎教育長職務代理人どうぞ。

尾崎教育長職務代理人

「学校教育ビジョン」というそのものは10年間とあるので、これを見直すという話ではなく、前期計画と後期計画の5年ずつある、少しずれたというのがありますが、ここでいう工程表をい

つもお出しいただいておりますが、あの部分のご審議をお願いするということの意味合いですよね。

大湾室長            基本的にはそう考えておりますが、ただこの5年間の社会情勢の変化とか、教育環境の変化もございますので、一部その前段部分につきましても修正箇所が出てくる可能性は考えております。

尾崎教育長職務代理者    トータルとして、ビジョンそのものの状況の変化はあるということ、見直すという事ですか。

大湾室長            例えば、今の学校教育ビジョンには小中一貫教育という言葉が出てこない部分などがございますので、必要な部分につきましては修正箇所が出てくるものかと考えております。

北田教育長            今年は、教育大綱の見直しもありますので、教育大綱をベースとして教育ビジョンも修正しないといけないと思いますので、そういう事も考えると、10年間の工程はありますが教育大綱の見直しと併せて、残りの5年間を見直していったらいいのかと思います。今、ありましたように小中一貫教育もそうですし、教育コミュニティもそうでしょうし、様々な新しい制度が内容の中に入ってきておりますので、また、来年度から新学習指導要領が本格実施という事になりますので、それも含めて残りの後半の5年間かと思います。

尾崎教育長職務代理者    そういう事であれば諮問内容のこの書き方が、若干修正を加えてもいいのかと、これだけだと、前期計画期間が終了したときから後期計画期間における基本計画について、対象は後期計画期間における基本計画についてということ、つまり5年間のことに限定されて諮問しているというふうに受け止められので、上手く書けるのであれば今おっしゃったような教育長も次長もおっし

やったようなことが入るのであれば、入れておく事に越したことはないのではないですか。

大湾室長           そもそも学校教育ビジョンの方では、後期については、5年後にはここで見直すと書いておりますので、その部分を取ってこの諮問させていただいておるんですが、今、尾崎委員がおっしゃられますとおり、こういう書き方によって範疇が限定されるということがありましたら、一定、書き方を変えさせていただきまして、修正の上、諮問させていただくことも可能かと思っております。

尾崎教育長職務代理者   その折、細かな話はあれですが、5年の基本計画が、1年はみ出すんではないかと、稚拙な論議ですがそんなことは。

大湾室長           そこについても、一定この中で整理させていただきます。

尾崎教育長職務代理者   今言っていたいた、若干そういう事のニュアンスが伝わるような、諮問内容の記述に変更するという事でいいんですか。

大湾室長           今現在、例えば、後期計画期間における基本計画について、とこれ限定になっておりますので、その辺の所を少し変えさせていただきますと思います。

尾崎教育長職務代理者   少し遊びをつくるといいますか、必要に応じて様々な部分についての審議もお願いをするということで、いいかと思えます。

北田教育長           この部分の、後半最後の2行部分が多少、文言を膨らますということ。

大湾室長           この場でそこを一部修正するという事で、ご承認だけいただけたら有難いと思えます。

尾崎教育長職務代理者 お任せ致します。

北田教育長 では、文言については事務局にお任せ致します。  
他に、質疑はありませんか。

各委員 質疑なし

北田教育長 続きまして、「交野市立第一中学校区の学校の在り方について」、質疑はございませんか。  
伊丹委員どうぞ。

伊丹委員 第一中学校区の学校の在り方と、次の第三中学校と両方に共通する点ですが、諮問の内容がかなり広い範囲に関して審議をお願いしていますとなっていると思いますが、具体的に審議される際にあたって、どこを争点として考えていますというような話はどうして埋めていくというか、まず審議会の方に、これ審議してくださいと審議いただいて、その中でどこが問題かということ共有するのか、事務局の方から何かここを審議しますというように指定するのか、それはどのようにお考えですか。

和久田室長 まず、第一中学校区の在り方につきましては、一定、方向性は示させていただいておりますので、今、協議会等で進めさせていただく中で課題が出てくれば、審議会の方に、こういう形で審議していただきたいという形で、お示ししていきたいと考えております。

第三・第四中学校区につきましては、現時点で方向性がまだ示しておりませんので、まずは星田北の状況をご報告させていただいて、その中で改めて配置案等も検討していかなければならないと考えておりますので、進捗に併せて審議会の方で配置案を再検討していただいて最終的には方向性を示していきたいと考えておりますので、少し一中校区と三中・四中校区につきましては、

審議の仕方が変わってくるのかと思います。

伊丹委員 諮問の仕方についてはこういう形でよくて、具体的な進め方はそれぞれの諮問によって変えていくということですか。

和久田室長 そうですね。

伊丹委員 分かりました。

北田教育長 他に、質疑はございませんか。  
亥埜委員どうぞ。

亥埜委員 調査及び審議、とありますが調査とはどの程度までの調査のことを言っておられるんですか。審議する人に調査までお願いするのかと思ひまして。

和久田室長 実際調査するのは事務局がさせてもらう形になりますので、どういったことを調査しなさいとお決めいただいて、事務局の方で調査させていただいたことをご報告させていただきます。

北田教育長 他に質疑はございませんか。

各委員 質疑なし

北田教育長 質疑なしと認めます。

それではお諮りいたします。議案第17号「学校教育審議会への諮問について」、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

各委員 異議なし

北田教育長 異議なしと認めます。よって本件については、一部文言修正も含めて、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、第7回教育委員会定例会の案件すべてが終了いたしました。

交野市教育委員会会議規則第20条の規定により署名する。

交野市教育委員会

教育長

\_\_\_\_\_

委員

\_\_\_\_\_